

輪番制による役員選出案

*事業所は、除外とする。

	区割り (班)	世帯数	備考 (除外事業所)
1	1,2,3	37	
2	4,5,6	42	ネッツトヨタ、岡田電気
3	7,8,9、46	47	ミニストップ
4	10,11,12	32	セブンイレブン
5	13,14	38	*長沼歯科は個人の為除外しない
6	15,16,17	39	新藤医院、アクア薬局
7	18,19	37	
8	20,22	31	
9	21,23	33	
10	24,25,26,27	43	
11	28,29	36	
12	30,31	32	
13	32,33	35	
14	34,35	34	
15	36,37,38	33	
16	39,41	36	
17	40,42,43,44,45	40	伊地知建設、長沼興業、ケーヨーD2
			せらび、賃貸アパート

<補足>

- ・区割り単位で1名役員選出
- ・区割り内での選出順は事前に決定しておく
- ・役員と班長は兼任しない
- ・立候補役員がいる区割りは選出不要

■ 輪番制について

一定の役員数にならない場合に輪番制を利用する。〈例〉15名以下

別紙区割り（説明資料1）を基に順番を決定する。

〈例〉区割り 1（1・2・3班）の場合

- ・ まず、班で順番を決める。1.2.3番が決定
- ・ 次に、各班で順番を決める。
 - 混乱を防ぐ為、回覧板名簿を利用する。
 - 役員経験者は、役員経験年号順に最後に入れる。
- ・ 1.2.3班での輪番順を決定する。

* 区割り内に役員が在籍している場合又は、立候補者がいる場合は、輪番制は保留となり、役員退任年より始まります。

* 順番で役員指名となった場合、基本断る事は出来ない。

* やむを得ない理由がある場合は、区割り内全世帯の了承を得て、次の会員に廻すことが出来る。

班長は、自治会に報告義務があります。

（名簿管理は自治会にて行います）

* 役員は、ご夫婦や20歳以上の家族の参加可能です。

平成 29 年 10 月 1 日

宮の杜自治会

自治会役員選出方法について

意見交換会を開催します

会員の皆様には、日頃より自治会活動にご協力頂きまして有難うございます。

自治会役員は、現在 7 名監事 1 名の状態です。人数が少なく自治会活動にも支障をきたすようになり、現在の立候補制での役員選出方法では限界があり、役員選出方法を変更せざるを得ない状況となっております。

役員数は 15～20 名前後が適正と考えています。従来通り立候補での役員募集を行います。立候補者がいない場合や不足の場合、輪番制を含む何らかの選出方法を採用せざるを得ません。

広く会員皆様の意見を伺いたく、下記日時にて意見交換会を 3 回、開催致します。多くの方々のご参加をお待ちしております。

日時： ①11 月 4 日（土）10：00～（意見交換）

②11 月 12 日（日）14：30～（意見交換）

③12 月 10 日（日）13：30～（方向性決め）

場所： 宮の杜自治会館

自治会役員は何をするのか？

1) 役員会

毎月（基本第2日曜日）9時より12時頃
各種報告、議題討議等

2) 各担当及び業務内容

◎会長：1名

自治会内全体の総責任者
対外的会議等の参加

◎副会長：1名～2名

会長の補佐

◎総務：2～3名

各種事務管理（会則、総会、HP、宮の杜便り等）
回覧物作成（公園清掃、注意喚起、マナー等）
ごみ集積所管理等

◎会計：2～3名

自治会費の入出金管理・年間予算管理

◎事業：5～6名

自治会各種イベント運営
（夏冬、グランドゴルフ、家族大運動会、夏休み
ラジオ体操等）

◎防犯・防災：2～4名

防犯灯、防災備蓄品の管理
防災イベント準備
広域防災イベント参加、地区避難所運営参画

◎監事：1名～2名

各種業務監査
年2回の監査